

第5章 環境基本計画の推進に向けて



<湊山公園>

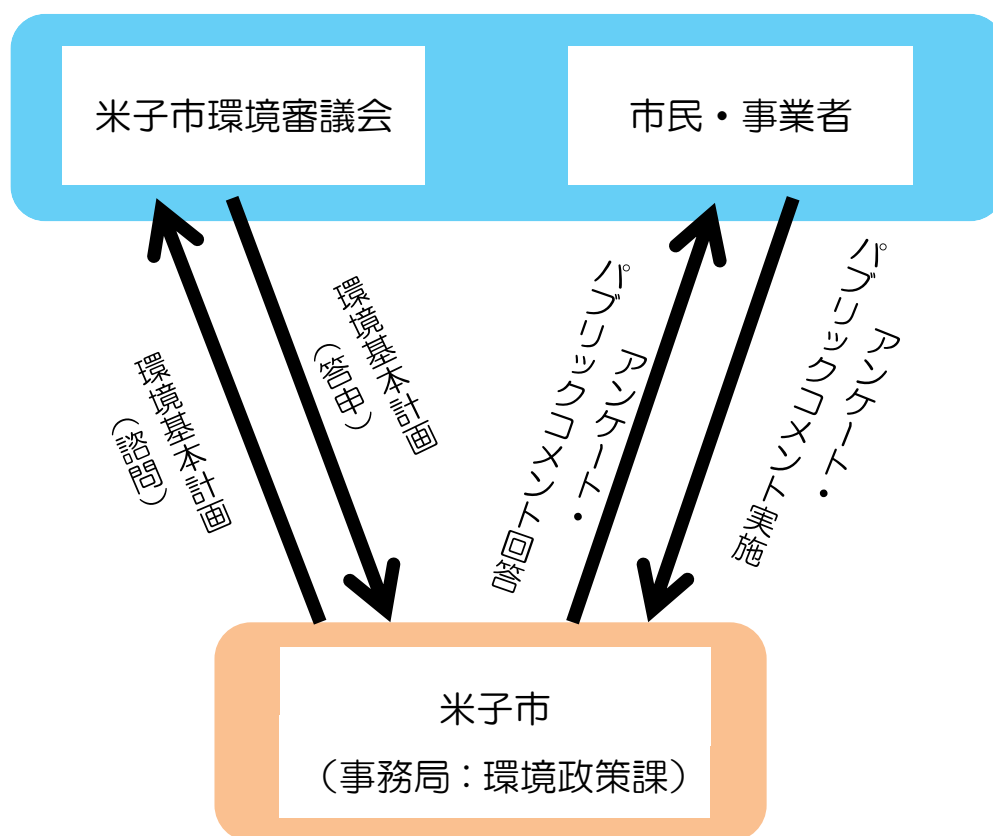
5－1：環境基本計画策定の流れ

5－2：環境基本計画の進行管理

5-1：環境基本計画策定の流れ

○本計画の策定に当たっては、環境基本条例に基づき設置される「米子市環境審議会」において、市長の諮問に応じ調査審議を行いました。また、本計画の策定に当たり、市民アンケートの実施、計画（案）に対するパブリックコメントを実施しました。なお、策定した計画の中間見直し（環境基本計画の変更）を行う際にも同様な手続きを踏まえることとします。

【審議会・市民・市の関係】



<米子市環境基本条例>

●設置及び所掌事務（第19条）

⇒環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関して基本的な事項を調査審議するため、米子市環境審議会を置く。

⇒米子市環境審議会は、市長の諮問に応じ、環境基本計画に関する事項を調査審議する。

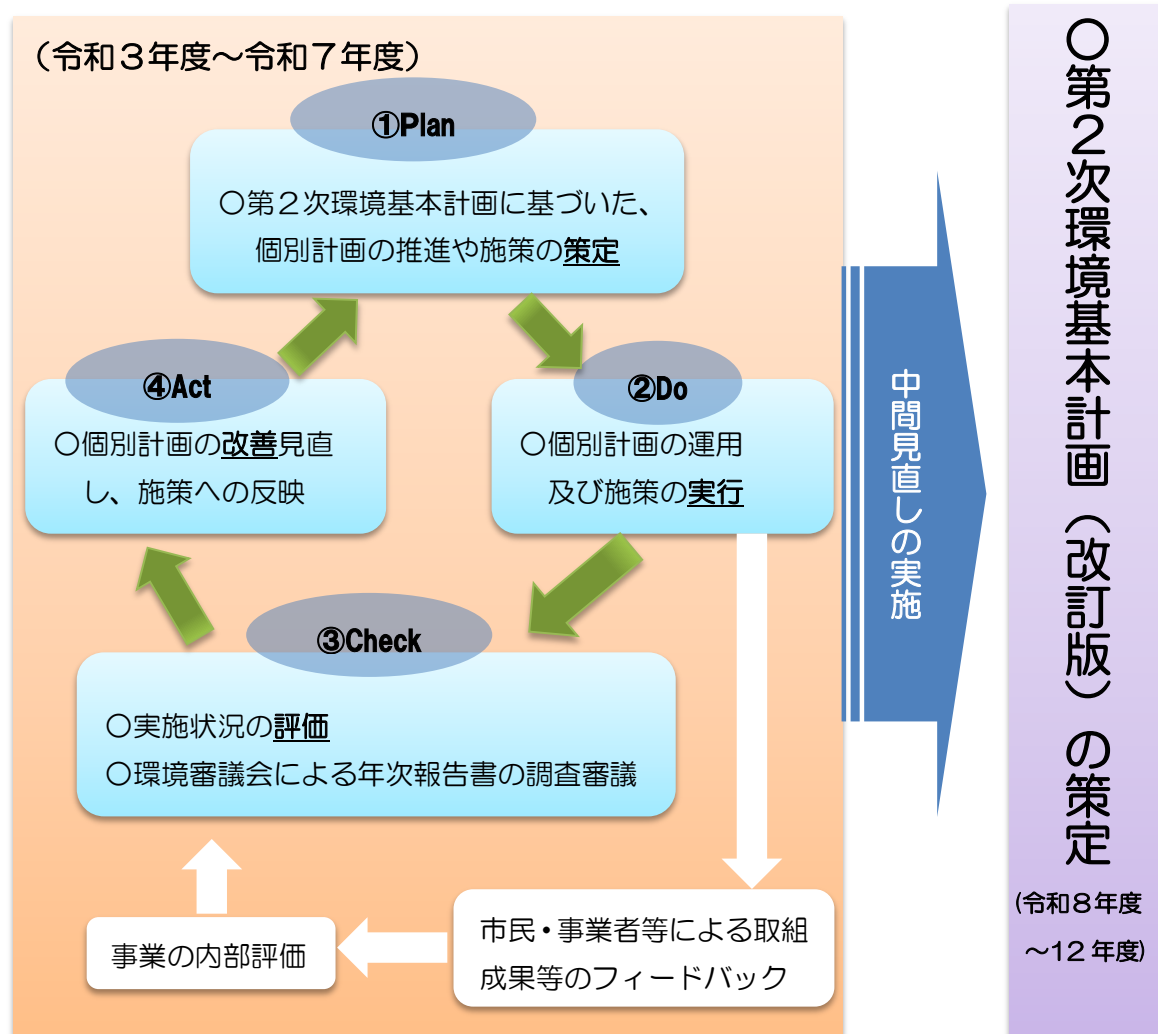
5-2：環境基本計画の進行管理

○本計画の実施状況については、毎年度、年次報告書を作成し公表します。

また、同報告書について、米子市環境審議会の調査審議を経ることとし、必要に応じて計画の見直し（変更）を行います。

○毎年度、PDCAサイクル（①「策定」、②「実行」、③「評価」、④「改善」）を繰り返すことにより、計画の実効性を確実なものとしします。

【進行管理の流れ】



<米子市環境基本条例>

●年次報告（第10条）

⇒市長は、市の環境の状況、環境施策の実施状況等について、毎年度市の環境に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。

＜中海の岩場で休む鳥＞



＜上淀麿寺に咲く彼岸花＞

